

令和8年4月1日

令和8年度 加茂市立若宮中学校いじめ防止基本方針

「加茂市立若宮中学校いじめ防止基本方針」は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行、以下「法」という)第13条の規定、新潟県いじめ等の対策に関する条例(令和2年12月施行)、及び新潟県いじめ防止基本方針(令和3年7月改定)に基づき、本校におけるいじめの防止等の対策を効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止のための基本的な方針

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為であり生徒の尊厳を損なう決して許されない行為である。「いじめはどの子にも、どの学校にも起こる可能性がある」ことを認識し、すべての教職員が高い人権意識をもち、いじめの未然防止を図る。そして、学校の教育活動全体を通じて、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことを十分理解するように指導する。併せて、自他の存在を等しく認め、お互いの時間を尊重し合う態度を培っていく。また、この基本方針を基に、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱に、家庭・地域とも連携し計画的・継続的に組織として取り組む。

(2) いじめの定義 「法」第2条より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

※けんかやふざけ合い、からかい等は、教職員の見えないところで被害が生じている場合が多いため、背景となる事象の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(3) いじめ類似行為の定義 「法」第2条より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」とされている。

※ネット上に悪口を書き込まれた児童生徒が、その事実を知らない場合などがある。これらの行為は、被害の拡大や長期化につながる。また、外部機関との連携の在り方も考慮して対応する。

(4) いじめ防止のための取組方針

- ① 豊かな心と、より良い人間関係を構築できるような社会性を育み、いじめを生まない土壌づくりを行う。また生徒がいじめ問題を自分事として捉え、考え、議論することで、「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。【未然防止】

- ② 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「居場所づくり」「絆づくり」を進め、生徒の自己有用感や充実感を高める。【未然防止】
- ② 生徒の現状から、生徒にいじめを行う背景となるストレス等の要因の有無を把握する。またより多くの大人が、生徒の状況・情報を把握・共有できるようにするため、家庭・地域・学校の連携を強化する。【早期発見】
- ③ 問題の兆候が見られた場合、直ちに生徒指導部会を開き、適切な対応や支援について協議する。【即時対応】

(5) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① 組織の名称

法第 22 条の規定に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行う組織として、「加茂市立若宮中学校いじめ・不登校対策委員会（以下「委員会」という）を設置する。

② 委員会の構成員

委員長：校長

委員：教頭・生徒指導主事・教育相談担当・学年主任・養護教諭・教育相談員・SC

③ 委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・学校生活の状況把握と分析、課題の洗い出しをする役割
- ・いじめの疑いにかかる情報があったときは、緊急会議を開いて当該情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定及び保護者との連携等の対応を組織的に実施するための中核としての役割

(6) 地域・保護者との連携

① 保護者との連携（「法」第 9 条保護者の責務等）

- ・PTA 総会において、いじめの防止等に関する保護者の責務等を踏まえ学校基本方針等について伝え、家庭での指導等が適切に行われるように努める。
- ・いじめ見逃しゼロスクール集会（「輪の会」）への保護者参加や道徳・学級活動の授業公開など、生徒の活動を通して保護者が共に考えられる機会を設定する。
- ・PTA 活動としていじめ防止に関する取組を計画し、実践に当たる。
- ・SNS トラブル防止に向けた理解と協力を働きかける。

② 地域や保護者への情報発信及び基本方針の周知

- ・学校だより等にいじめ防止に関する記事を掲載する。

③ 地域の協力によるいじめの未然防止

- ・いじめ見逃しゼロスクール集会（「輪の会」）を計画・実施し、保護者・地域住民にも参加を促す。
- ・「若宮中学校区教育懇談会」において、情報収集を行う。

(7) 関係機関との連携

- ・加茂市教育委員会、民政児童委員、警察、地区保護司、児童相談所等と連携を図る。
- ・中学校区幼保小中の連携を強化する。

2 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・人権教育、道徳教育、特別活動を生徒の実態を踏まえながら計画的に進め、社会性育成を図る。
- ・教育相談員、スクールカウンセラーを積極的に活用し、生徒の相談窓口を増やす。
- ・取組と環境の点検と改善を行う。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・生活アンケート（毎月）を実施する。
- ・教育相談アンケートと教育相談（年2回）を実施する。
- ・生活ノートや健康観察、日々の言動を観察する。
- ・教育相談員、スクールカウンセラーとの積極的な交流を促進する。
- ・日常から保護者とのラポートづくりを進める。

(3) いじめへの即時対応の取組

- ・市教委への報告
- ・組織を活用した事実確認と、全教職員による共通理解と組織的対応
(被害生徒の保護 加害生徒への指導 被害生徒の保護者への対応 加害生徒の保護者への対応)

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

- ① いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 ※生徒の状況により判断
- ② いじめにより、在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いを認めるとき。(年間30日に満たなくとも、一定期間連続して欠席しているような場合も含む)
- ③ その他の場合
 - ・生徒や保護者からいじめにより重大事態が生じたと申立てがあったとき。その時点で学校の捉えによらず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。
 - ・市教育委員会が重大と認めたとき。

(2) 重大事態発生時の対応

直ちに市教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。

① 学校が調査主体となった場合

- ・委員会を母体とし、当該事案の性質に応じて外部機関を加えた調査の体制を整える。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を市教育委員会に報告する。
- ・市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

② 学校設置者（加茂市）が調査主体となった場合の対応

- ・市の調査組織に必要な資料を提出するなど，調査に協力する。

4 対応の基本の流れ

いじめ（重大事態）発生：生徒，保護者からの訴えを，教職員が受ける / 教職員が発見

↓ 情報収集開始

↓ 報告 助言

生徒指導主事 → 教頭 → 校長（重大事態である場合 ↔ 市教育委員会）

↓ 指示

生徒指導主事は対応の指示を受ける

↓

・「いじめ・不登校対策委員会」を開催

① 事実確認 報告 ② 被害生徒のケアと加害生徒への指導 ③ 保護者対応

④ 学級，学年，全校への指導 ⑤ 保護者への啓発 ⑥ 市教委への報告

・学級担任，学年部職員による保護者対応（状況によっては，生徒指導主事 管理職が対応）

・学級担任，養護教諭，SC，相談員等による被害生徒の状況の見取りとケア

加害生徒の状況の見取りと観察指導の継続

↓ 報告 報告

生徒指導主事 → 教頭 → 校長（→教育委員会へ速報 重大事態時は逐次報告）

↓ ↑

生徒指導主事の主導で，以下の対応を進める

① 再発防止のための指導内容と方法

② 学級やその他の生徒，所属集団の受け入れ態勢整備

③ 今後の関わりと観察，指導

④ 再発防止のための保護者啓発の内容と方法